

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき主務大臣が指定する者を定める件（案）についての意見・情報の募集」の結果について

令和6年12月
農林水産省
経済産業省

今般、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき主務大臣が指定する者を定める件（案）について、令和6年10月7日から11月5日まで御意見を募集いたしました。

その結果、計5件（提出者数：5名）の当該告示案についての御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので公表いたします。

御意見をお寄せいただきました皆様方に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政、経済産業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。